

草津市の良好な環境保全条例施行規則の一部改正の概要

＜改正概要＞

- ・水質汚濁防止法では、公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全等を図る観点から、工場・事業場排水の規制がされている。
- ・滋賀県では、水質汚濁防止法の排水基準よりも厳しい排水基準を設定するとともに、法の規制対象とならない事業場に対しても排水基準を定めており、本市においても、独自に工場・事業場に対する「污水に係る規制基準」を定めている。
- ・令和6年1月、水質汚濁防止法の一律排水基準が「大腸菌群数」から「大腸菌数」に、その許容限度が現行の「大腸菌群数：3,000個/cm³」に相当する「大腸菌数：800CFU/ml」に改正され、滋賀県においても同様の改正がなされている。【令和7年4月1日施行】
- ・本市においても、国および滋賀県と同様に「大腸菌群数：3,000個/cm³」を「污水の規制基準」として定めていることから、国および滋賀県と同様の見直しをしようとするもの。【令和7年4月1日施行】
- ・既存の各届出者は排水検査の項目を変更する必要があるものの、排水処理設備の変更等、一定の期間と費用を要する対応は不要であるため、施行期日は一律排水基準の改正と同様に令和7年4月1日とすることとし、排水基準の適用猶予に関する経過措置は設けない。

基準名	現行	見直し（案）
【国】一律排水基準 (水質汚濁防止法)	大腸菌群数 3,000個/cm ³ (図のA,B,C)	大腸菌数 800CFU/ml (図のA)
【県】上乗せ排水基準 (水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例)	同上	同上
【県】公害条例規則の排水基準 (滋賀県公害防止条例施行規則)	同上	同上
【市】市条例規則の規制基準 (草津市の良好な環境保全条例施行規則)	同上	同上

＜参考＞「大腸菌群数」から「大腸菌」に基準項目が改正された経緯

- ・大腸菌群数は、水域に糞便汚染がある場合には、同時に赤痢菌、コレラ等の病原菌が存在する可能性があり、公衆衛生上の問題となることから、糞便汚染の指標として用いられてきた。
- ・基準設定当時の培養技術では、大腸菌のみを検出する技術がなく、大腸菌に代えて大腸菌群を検出する方法が糞便汚染の指標として用いられてきた。
- ・大腸菌群の測定方法は、大腸菌（A）検出を目的とするものの、糞便以外（土壌等）に分布する菌種（B）や非糞便性の菌種（C）も検出されるため、糞便汚染を的確に捉えていないという問題点があった。
- ・大腸菌（A）の簡便な検査技術が確立されたことから、より糞便汚染に対する指標性の高い指標に改正された（令和4年4月に水質環境基準が改正）

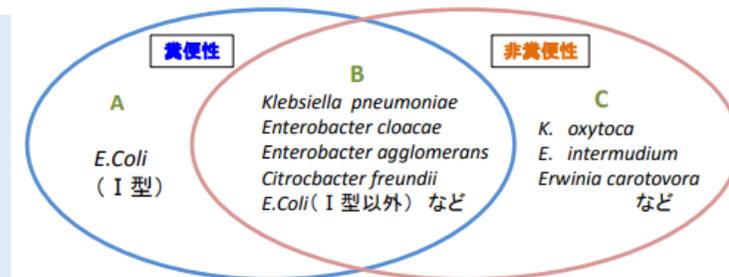


図 大腸菌群と糞便の関係（環境省HPより）